

論 說

中国の外国仲裁に対する司法審査の新動向

梶 田 幸 雄

- 一 はじめに
- 二 外国仲裁判断に対する司法審査
- 三 外国仲裁判断に対する司法審査事例
- 四 中国法院の外国仲裁に対する司法審査の問題
- 五 まとめと代えて―今後の展望

一 はじめに

中国法院の外国仲裁判断に対する司法審査の動向について検討する。このことを検討する意味は、中国が「一帯一路」構想を推進しようとする中で生じ得る国際商事紛争を如何にすみやか、かつ調和のとれたかたちで解決するかが

中国の外国仲裁に対する司法審査の新動向（梶田）

重要な課題になると考えられ、中国自身が世界の国際商事紛争を解決するセンターになろうと国際商事仲裁・調停機関の整備や制度の構築をしようとしているところ、外国仲裁判断の承認・執行が公正・公平になされるかを検証することは、外国企業にとっても中国の関連法律制度改革の方向性を予測し、また、ビジネス実務上の重要な問題であるからである。

「一带一路」構想は、習近平国家主席が二〇一三年に提案し、中国国家発展改革委員会、外交部及び商務部が二〇一五年三月に具体的な「シルクロード経済ベルトと二世紀海上シルクロードの共同建設推進のビジョンと行動」を發布したことにより始動したものである。⁽¹⁾「シルクロード経済ベルト」と「二世紀海上シルクロード」は、中国語でそれぞれ「絲綢之路經濟帶」及び「二世紀海上絲綢之路」と言い、そこで「一带一路」と一般に略されている。司法分野における「一带一路」構想支援については、二〇一五年七月に中国最高人民法院が「一带一路」建設のために司法服務と保障を提供することに關する若干の意見」(以下、「二帯一路司法服務意見」という。)を發布している。この第八条は「法により沿線国当事者の仲裁判断の司法審査業務を強化し、国際商事海事仲裁の「一带一路」建設における重要な機能を發揮することを促進する。」と規定している。

中国にある六〇の仲裁機関が二〇一七年に受理した涉外仲裁事件は一、二六八件(香港、台湾、マカオの事件を除く。)であった。⁽²⁾ 国レベルで比較すれば、世界で最も受理件数が多い。ただ、中国進出外国企業(以下、「外資企業」という。)が好んで中国国内で仲裁付託しているかという点、必ずしもそうではない。外資企業は、信頼性、コスト、利便性、仲裁手続及び実体法の適用などの面で、国外(中国は香港を含めて「境外」と言っている。本稿では、便宜上「国外」という。)の仲裁機関における仲裁を約定することが増えてきている。⁽³⁾

ところが、契約の履行にかかわって紛争が生じ、この仲裁合意に基づいて外国仲裁機関に仲裁付託し、この仲裁機関による仲裁判断の承認・執行を中国法院に申し立てたところ、外資企業は中国法により設立された中国法人であり、渉外的要素がないために仲裁合意が無効と裁定され、外国仲裁判断の承認・執行が拒否されるといふ事例が見られる。このような問題があるとすれば、外資企業は中国国内取引にかかわる紛争処理を国外の仲裁機関で渉外仲裁として紛争解決をすることができなくなる。そうであると、外資企業にとっては、紛争解決の安定性を確保する上で憂慮すべき問題ということになる。

そこで、以下において「一带一路」構想の実施に伴って、中国の外国仲裁判断の承認・執行に対する司法審査の実務の動向について、(一) 中国における渉外仲裁に対する司法審査の概念を簡単に紹介した上で、(二) ①最高人民法院の「一带一路司法服務意見發布前の二〇一四年に裁定された中国に設立された外資企業と中国企業の国外仲裁判断が仲裁合意の有効性は中国法により判断するところ仲裁合意は無効であるとして承認・執行拒否された事件と、② 一带一路司法服務意見發布後の二〇一八年に仲裁合意の準拠法は当事者の選択、仲裁機関の所在地・仲裁地の法による」として外国仲裁判断が認容された事件を比較することで、司法審査における変化の状況を探り、(三) 中国法院の渉外仲裁に対する司法審査の問題点を指摘し、(四) 中国の国際商事仲裁にかかわる政策について若干の言及をしつつ今後の動向を展望する。

二 外国仲裁判断に対する司法審査

1 司法審査の概念

外国仲裁判断に対する司法審査とは何か。司法審査について統一的定義はない。仲裁と法院の関係を規律する概念として、中国語で司法審査や司法監督と表現されている。この場合、司法審査という概念には、(一) 仲裁を支援しようとする事と、(二) 仲裁を審査し、抑制するということが併存している。

では、具体的に支援、審査・抑制という司法審査は如何なる手法により行われるのか。第一に、(一) 支援という側面からは、①当事者間の有効な仲裁合意の存在による妨訴抗弁の認容、②仲裁申立てに基づく財産保全措置、③仲裁判断の承認・執行、④法院に対する仲裁判断取消の申立ての棄却などがある。第二に、(二) 審査・抑制という側面からは、①仲裁合意、仲裁管轄権の存在の否定、②仲裁手続の不備の指摘、③仲裁判断の取消の裁定、④仲裁の差戻しの裁定、⑤仲裁判断の承認・執行拒否などがある。

中国において法院による仲裁に対する審査について論じられ始めたのは、一九九五年九月一日に仲裁法が施行されてからである。仲裁法第五八条、第六三条、第七〇条、第七一条において、仲裁判断に錯誤や違法があつた場合には、人民法院が仲裁判断の取消や仲裁判断の執行拒否を裁定することができるように定められたからである。以後、仲裁判断に対する司法審査の問題が論じられるようになった。⁽⁴⁾

国際的に司法権による仲裁に対する審査が行われることは当然に予定されていると考えられる。「外国仲裁判断の

承認及び執行に関する条約」(以下、「ニューヨーク条約」という。)第五条が外国仲裁判断の承認・執行拒否事由を定めているとおりである。司法審査が行われるゆえに仲裁の公正・公平性も担保されるところと考えられるということにもなる。しかし、仲裁の趣旨からして、司法権による仲裁に対する過度な規制については警戒心もある。国際商取引法委員会が定めた「国際商事仲裁に関する国際商取引法委員会模範法」(UNCITRAL MODEL LAW on International Commercial Arbitration as adopted by The United Nations Commission on International Trade Law) 第五条は、裁判所の介入に関して、この法律に定める事項に関しては、裁判所はこの法律に定める場合を除き介入してはならないとしている。そして、第三十五条第一項は、仲裁判断は、それがなされた国の如何にかかわらず、拘束力あるものとして承認され、管轄権を有する裁判所に対する書面による申立てがあれば、本条及び第三六条が規定する承認・執行拒否事由がない限り、執行されなければならないとしている。

中国では、国際仲裁の司法審査について「全面審査論」と「手続審査論」の対立がある。前者の「全面審査論」は、国際仲裁の手続から実体運営まで全面的に監督するもので「二重審査論」とも言われる。後者の「手続審査論」は、国際仲裁と国内仲裁を分け、国際仲裁に対しては手続審査だけを実施するというものである。⁽⁵⁾仲裁が国際的に商事紛争解決の有力な手段として制度化され、国際的に仲裁法の融合などがなされてきたこと、当事者がかかる環境下で仲裁制度の利用を選択したということ、及び現行の仲裁制度によって紛争当事者間の公平性及び紛争解決の効率性が確保されていることからすると手続審査論が適切である。中国民事訴訟法の規定及び後述する一九八七年四月一〇日に最高人民法院が發布した「わが国が加入したニューヨーク条約の執行に関する通知」(以下、「ニューヨーク条約執行通知」という。)においても手続審査論が支持されているものと考ええる。

2 司法審査の現状

一九九〇年以前に外国仲裁判断の承認・執行受理事案は存在しない。一九九〇年から承認・執行の申立てが出てきている。⁽⁶⁾ 系統的な統計はないので、中国で公開されている調査報告から、最近の動向についてみることにする。

中国海商法資料によると一九九八年から二〇〇七年までに二〇八件の外国仲裁判断の承認・執行が申し立てられ、一四一件が承認・執行され、四〇件が拒否され、八件が一部承認、一九件が当事者により申立てが取り下げられている。二〇一三年から二〇一七年には一三八件の外国仲裁判断の承認・執行が申し立てられ、一七件が承認・執行拒否されたが、この比率は一九九八年から二〇〇七年の二八・三七％に対して大きく減少し、一二・三三％になっている。また、上海法院は、二〇〇八年から二〇一七年までの間に二二件の外国仲裁判断の承認・執行申立てを受理し、二二件を結審し、拒否したのは一件のみであり、一件が当事者による申立てが取り下げられている。上海法院への申立ては、シンガポール、韓国、英国、米国、日本、スウェーデンなど条約締約国からの申立てが一九件あった。

さらに中国社会科学院国際法研究所の劉敬東教授が二〇一五年から二〇一七年の間に中国法院に外国仲裁判断の承認・執行が申し立てられた事例八一を集めて分析したものがある。⁽⁸⁾ 八一件のうち三五件について地方人民法院が承認・執行拒否裁定をし、この適否について最高人民法院に上申され、最高人民法院の審査を経た後に最終的に八一件のうち三件で承認・執行が拒否されている。四件は、仲裁判断が仲裁範囲を踰越しているという理由で一部承認・執行となつている。六一件が承認・執行を認容されている。八件が当事者による取下げであった。さらに一件は申立人により提供された資料が受理要件を満たさなかったために却下され、一件は管轄権を有する他の法院に事件が移送され、三件は申立てのあった法院に管轄権がないとして却下されている。

では、具体的に外国仲裁判断の承認・執行に対する司法審査の判断・適用基準はどうか。次に、(一)最高人民法院の「一带一路司法服務意見發布前」の二〇一四年に裁定された外国仲裁判断の承認・執行拒否事件と、(二)「一带一路司法服務意見發布後の二〇一八年に承認・執行認容事件を取り上げ、審査上の論点に対する法院の判断・適用基準を比較検討する。

三 外国仲裁判断に対する司法審査事例

1 外国仲裁判断の承認・執行拒否事例

〔北京朝来新生体育休闲有限公司 v. 北京所望之信投資諮詢有限公司事件⁽¹⁰⁾〕

〔当事者〕 執行申立人…北京朝来新生体育休闲有限公司（外資企業。以下、「X」という。）

被執行申立人…北京所望之信投資諮詢有限公司（中国内陸資本企業。以下、「Y」という。）

〔裁判所〕 北京市第二中级人民法院（以下、「北京市中級法院」という。）

(一) 事件の概要

Xは、韓国国籍の自然人が一〇〇%出資して北京市工商行政管理局⁽¹¹⁾に登記し、設立された有限責任会社である。Yは、中国国籍の自然人が出資して北京市工商行政管理局に登記し、設立された有限責任会社である。

中国の外国仲裁に対する司法審査の新動向（梶田）

二〇〇七年七月二〇日、XとYは、北京市朝陽区のゴルフ場を共同経営することで合意し、出資比率、投資金額などを定めた契約を締結した。契約書の調印地は北京であった。また、契約書に仲裁条項を設け、「当事者間で紛争が生じた場合には、まず双方が友好的に協議して和解するものとする。協議が調わないときには大韓商事仲裁院に仲裁付託する。仲裁判断は当事者双方を拘束し、法的拘束力を有する。」と規定した。

共同経営の過程で地元政府と交わしたゴルフ場の土地賃貸契約が解除され、土地が没収された。土地賃貸契約の解除についてゴルフ場は補償金一、八〇〇万元を受領した。XとYとの間に土地補償金額の分配をめぐる紛争が生じた。Xは二〇一二年四月二日に大韓商事仲裁院に仲裁を申し立て、Yに対して土地補償金二四八万元を支払えと請求をした。これに対してYは、反対請求をし、XはYに土地補償金一、一〇〇万元及びその利息を支払えと請求した。大韓商事仲裁院は契約書の仲裁条項に基づき、この申立てを受理し、中国法を準拠法として、二〇一三年五月二九日に判断を示した。判断内容は、(一) Yは、Xに一、〇〇〇万元及びこの利息を支払え、(二) X及びYのその他の請求を棄却する、というものであった。

仲裁判断の後、Xは、二〇一三年六月一七日に北京市第二中級人民法院（以下、「北京市中級法院」という。）にこの仲裁判断の承認・執行を請求する申立てをした。

(二) 法院の裁定

① 北京市中級法院の裁定

北京市中級法院は二〇一四年一月二〇日に「二〇一三」二中民特字第一〇六七〇号裁定書により、Xの請求を棄却

した。

北京市中級法院の裁定理由は、以下のとおりであった（筆者が条文など若干の補足をした）。

中国と大韓民国は一九五八年のニューヨーク条約に加入している。そこで、Xによる大韓商事仲裁院の仲裁判断の承認・執行申立ては、ニューヨーク条約第五条の關係規定により審理する。

中国民事訴訟法第二七一条及び仲裁法第六五条の規定によると、涉外經濟貿易、海事、運輸において生じた紛争について、当事者は締結した契約書の仲裁条項又は事後に約定された書面による仲裁合意により、中国の仲裁機関又はその他の仲裁機関に仲裁付託することができる。しかし、法律は国内当事者が涉外的要素のない紛争を外国で仲裁することを認めていない。

最高人民法院の「民事訴訟法適用の若干の問題に関する意見」（以下、「民訴法適用意見」という。）第三〇四条は「当事者の一方又は双方が外国人、無国籍人、外国企業若しくは組織、又は当事者間の民事法律關係の發生、変更、消滅の法的事実が外国で發生し、若しくは訴訟目的物が外国の民事案件であるものは、涉外民事事案とする。」と規定している。

中国外資企業法¹²⁾第二条は「本法に述べる外資企業とは、中国の関連する法律に従い中国国内に設立されたすべての資本が外国投資者によつて投資された企業を指し、外国の企業及びその他經濟組織の中国国内における支店・支部等の機関は含まない。」と規定し、第八条は「外資企業が中国の法律の法人条件に関する規定に合致する場合には、法により中国の法人資格を取得する。」と規定している。Xは、外国自然人が単独出資して、中国国内

で設立、登記された有限責任公司であり、前述の規定からするとXは中国法人である。

本件のXとYは、いずれも中国法人であり、双方が締結した契約書は、中国国内でゴルフ場を経営するための契約書である。双方当事人間の民事法律関係の発生、変更、消滅は中国国内で発生し、訴訟目的物も中国国内にあり、渉外的要素はなく、故に中国法の渉外事案には含まれない。したがって、契約書の紛争発生時に大韓商事仲裁院に仲裁付託するという仲裁条項は、民事訴訟法第二七四条一項一号、仲裁法第五八条一項一号の規定する仲裁判断不執行事由の一に該当し、当該仲裁条項は無効である。

以上から大韓商事仲裁院が二〇一三年五月二九日に示した仲裁判断において適用された準拠法は中国法であるところ、中国法によれば契約書の仲裁条項は無効の条項であり、故に大韓商事仲裁院が本件を受理する根拠とした仲裁合意は無効である。ニューヨーク条約第五条第一項(a)、第五条第二項(b)の規定により仲裁判断の承認・執行を認容しない。

② 北京市高級人民法院の意見⁽¹³⁾

北京市高級人民法院は、同市中級法院の裁定に同意し、二〇一三年一月二一日に京高法(二〇一三)三八八号文書を作成し、最高人民法院に上申した。これに対する最高人民法院の回答は以下のとおりである。

③ 最高人民法院の意見⁽¹⁴⁾

最高人民法院は、北京市高級人民法院からの上申を受け、以下のとおりの北京市高級人民法院に回答をした(二〇一三

年二月一日「二〇一三」民四他字第六四号。最高人民法院の回答が不正確と思われる箇所、条文の明示がない箇所があり、これについては筆者が一部加筆した。

北京朝来新生体育休闲有限公司（X）が承認を申し立てた大韓商事仲裁院の仲裁判断は韓国国内で示されたものであり、我が国と韓国はニューヨーク条約の締約国であり、中華人民共和国民事訴訟法第二八三条及びニューヨーク条約第五条の關係規定により審査する。

本件紛争の焦点は、北京所望之信投資諮詢有限公司（Y）とXが締結した契約書にある仲裁条項が有効であるか否かである。貴法院が示した事実によれば、契約書を締結した当事者はいずれも中国法人であり、契約書の内容は、Xが中国国内に有しているゴルフ場の株式譲渡及び共同経営に関するものであり、目的物も中国国内にあり、契約は中国国内で調印され、その履行地も中国である。したがって、契約書には涉外民事關係の構成要素がなく、涉外契約ではない。当該契約及びこれに含まれる仲裁条項の適用法は、当事者が明示して約定したか否かにかかわらず、中国法によるべきである。中華人民共和国民事訴訟法第二七一条及び中華人民共和国契約法第一二八条第二項の規定により、我が国法律は当事者に涉外的要素のない紛争を国外の仲裁機関又は国外の臨時仲裁に付託する権利を付与していないところ、本件当事者が紛争を大韓商事仲裁院に付託することを約定した仲裁条項は無効であり、かつ仲裁合意の効力の瑕疵は当事者が仲裁手続を進める中で異議申立ても補正されることもなく、したがって仲裁廷には本件紛争に対する管轄権はない。ニューヨーク条約第五条第一項（a）の規定により、被申立人が提出した証拠は、仲裁条項は当事者が定めた準拠法により無効であり、仲裁判断の承認・執行を拒否

することを証明するもので、本件仲裁判断は承認すべきではない。ただし、貴法院が適用したニューヨーク条約第五条第二項（b）が規定する公共政策を事由とすることは不適當であり、これについては訂正すべきである。

以上から貴法院の仲裁判断の承認・執行を拒否するという意見に同意する。」

2 外国仲裁判断の承認・執行認容事案

↳ 利奇食品株式会社 v. 元春秋公司事件⁽¹⁵⁾

〈当事者〉 執行申立人…利奇食品株式会社（韓国法人。以下、「X」という。）

被執行申立人…元春秋有限公司（中国法人。以下、「Y」という。）

〈裁判所〉 天津市第一中級人民法院（以下、「天津市中級法院」という。）

(一) 事件の概要

XとYは、XをフランチャイザーとしYをフランチャイジーとするレストラン経営に関するフランチャイズ契約を締結した。この契約書第一九条の二には、「双方に本契約とかわる紛争、意見の違い、異議又は違約事項が生じた場合には、友好的協議により解決を図る。もし協議が調わないときには、大韓民国の法律に基づき貿易仲裁委員会により仲裁を行う。」という仲裁条項が設けられた。契約の履行に関してXY間に紛争が生じ、Xは大韓商事仲裁院に仲裁を申し立てた。

二〇一七年四月一三日、大韓商事仲裁院は、XがYを被申立人として仲裁付託した事件に対して仲裁判断を示した。この判断は、YはXに（一）損害賠償金四億九、五〇〇万ウォンを支払え、（二）二〇一六年五月二〇日から起算して全ての支払いが行われるまで遅延損害金を年利六％で計算して支払え、（三）仲裁費用一、三二一万五、〇〇〇ウォンを支払え、というものであった。上述の判断が発効したもののYがこの義務を履行しなかったため、Xは天津市中級法院に当該仲裁判断の承認・執行を請求した。天津市中級法院は、二〇一八年一月一二日に合議廷を組織し、審理を行った。

審理において、Yは次のとおりの主張をした。

Yは、仲裁判断の承認・執行拒否を請求する。その理由は、以下のとおりである。

① 大韓商事仲裁院には管轄権がなく、これはニューヨーク条約第五条第一項（a）、（b）の仲裁判断の承認・執行拒否事由に該当する。

YとXとの間のフランチャイズ契約には韓国法により仲裁により紛争を解決すると約定しているだけであり、何れの国、何れの仲裁機関により仲裁を行うのかについての約定はなく、大韓商事仲裁院に管轄権があると推定することはできない。仲裁判断において管轄権の問題について特段の言及はなかったが、これは事実反している。

② 仲裁廷は、当事者に仲裁人指名の適切な通知をしておらず、ニューヨーク条約第五条第一項（b）の仲裁判断の承認・執行拒否事由に該当する。

大韓商事仲裁院は、仲裁人指名手続についてYに適切な通知をしておらず、最初にYに送達された仲裁文書において直接に単独仲裁人により審理を行うことを確定したことが示され、当事者が仲裁人を指名するという手続に関する

約定及び当該手続の進行手順に反し、このことは韓国仲裁法第一条、第二条の關係規定に違反している。

③ 二〇一六年八月九日以前のすべての仲裁手続は、何れも大韓商事仲裁院国際仲裁規則を乱用したものであり、ニューヨーク条約第五条第一項（b）の仲裁判断の承認・執行拒否事由に該当する。

仲裁廷は、二〇一六年八月九日の準備会議の際に仲裁手続は国際仲裁規則を遵守することを確認したが、二〇一六年八月九日以前の仲裁手続は何れも違法である。

④ 仲裁廷の構成は韓国仲裁法に違反しており、同時に適用すべき国際仲裁規則の規定にも違反しており、これはニューヨーク条約第五条第一項（d）の仲裁判断の承認・執行拒否事由に該当する。

大韓仲裁裁判所は、直接一名の仲裁人を指名し審理したが、韓国仲裁法には当事者の約定がない場合には仲裁人の人数は三人とするという強行規定があり、かつ単独仲裁廷による仲裁も国際仲裁規則の規定に反する。当該仲裁規則によれば、係争金額が二億ウォン以下の場合には単独仲裁が認められるが、本件の係争金額は一〇億ウォンであり、単独仲裁人による仲裁は適用できない。

⑤ 外国仲裁判断の承認・執行が中国の公共政策に抵触する。

大韓仲裁裁判所の仲裁は、中国の仲裁機関の管轄権を剝奪するものであり、中国の司法主権を侵害している。仲裁判断は、THAAD事件¹⁶の下で韓国は司法分野で中国商人の合法的権利・利益を直接的に制限し、間接的に中国の公共の安全に危害を加えた。大韓商事仲裁院は、韓国仲裁法の強行規定に違反し、任意に仲裁廷を組織した行為は、直接に中国側の権利・利益に損害を加え、中国の根本的な社会公共利益に影響を及ぼすものである。

(二) 天津市中級法院の審理意見

天津市中級法院は、Yの主張から本件争点は、(一) 仲裁条項の有効性及び大韓商事仲裁院の管轄権の有無、(二) Yが仲裁人指名及び仲裁手続に関する適切な通知を受けたか否か、(三) 仲裁廷の組織及び仲裁手続が韓国法に従っているか否か、(四) 仲裁判断の承認・執行が中国の公共政策に反するか否か、にあると判断した。天津市中級法院の裁定(要約)は、以下のとおりである。

① 仲裁条項の有効性及び大韓商事仲裁院の管轄権の有無について

韓国仲裁法第三条第二項は、仲裁合意とは契約上の紛争であるか否かを問わず、一定の法律関係について当事者間で紛争が生じたか又は生じる可能性のある紛争のすべて又は一部を当事者の希望により仲裁により解決する合意であるとしている。韓国仲裁法には、仲裁機関の約定が不明確であるときに仲裁合意又は仲裁条項を無効とするか否かについての規定はない。Yは、仲裁機関が不明確であるために仲裁条項はニューヨーク条約第五条第一項(a)の規定に反すると主張する。韓国仲裁法第一七条第一項の規定によれば、仲裁廷は自らの権限により仲裁合意の存在又は有効性について決定することができる。本件において、大韓商事仲裁院は、韓国法により仲裁合意の効力について判断を示し、かつ詳細にその判断理由を示している。一方、Yは韓国法に反するという証拠を提出していない。従って、中級法院としては、本件契約における仲裁条項は有効であると判断する。

② Yが仲裁人指名及び仲裁手続に関する適切な通知を受けたか否かについて

大韓商事仲裁院は、国際仲裁規則に基づき、二〇一六年五月一三日にYに通知しており、ここで仲裁は単独仲

裁人により審理すると明確に書かれており、YとXが協議して単独仲裁人を指名するとするが、双方が仲裁人を指名できなかったので、事務局が二〇一六年七月八日にYに仲裁人指名状況について通知した。Yと訴訟代理人は、すべての仲裁手続に出席して審理で答弁できないということはなく、大韓商事仲裁院が行った通知は適切であった。単独仲裁廷の組織及び国際仲裁規則の適用が韓国法に適合しているか否かは、ニューヨーク条約第五条第一項(d)の規定する承認・執行拒否事由に関する問題である。Yは仲裁手続に関する各種の通知を受領しており、すべての仲裁手続に参加している状況において、仲裁判断がニューヨーク条約第五条第一項(d)の規定に反すると主張するが、これは認容できない。

③ 仲裁廷の組織及び仲裁手続が韓国法に従っているか否かについて

韓国仲裁法第一条は「仲裁人の人数は当事者間の合意により定める。この合意がない場合には仲裁人の人数は三名とする。」と規定している。大韓商事仲裁院国際仲裁規則第一条は、「本規則による仲裁事件は、原則として単独仲裁人を行う。ただし、各当事者が三名の仲裁人により審理することを約定するか、又は事務局が当事者の意向、係争金額、紛争の複雑さなどの要素を考慮して三名の仲裁人による審理が適当であると認める場合には、三名の仲裁人により審理をする。」と規定している。上述の韓国仲裁法と大韓商事仲裁院国際仲裁規則は、仲裁人の人数について異なる規定であるが、韓国仲裁法は必ずしも単独仲裁人による仲裁を否定しておらず、同法第一条の規定は強行規定とはみなされない。大韓商事仲裁院国際仲裁規則第三条第二項は、当事者が書面により仲裁裁判所による紛争解決に同意し、この仲裁が国際仲裁である場合には、国際仲裁規則を適用すると規定している。大韓商事仲裁院は、二〇一六年五月一三日にYに通知を送達し、本件仲裁に国際仲裁規則を適用する

ことを明確にしている。さらに韓国仲裁法第一二条の規定により当事者に仲裁手続に関する合意がない場合に仲裁判断所はこの法律により適切な方式で仲裁手続を進めることができるとしている。このような状況の下で、仲裁手続は大韓商事仲裁院の国際仲裁規則の規定を優先的に適用し、単独仲裁人による仲裁手続を進めたことは、大韓商事仲裁院国際仲裁規則の規定に適合しており、この判断が韓国仲裁法の規定に反するということはない。一方で、単独仲裁廷が組織された後に、Yは仲裁廷に意見及び証拠を提出し、かつ仲裁審理に出席し、審理の過程で十分に自らの意見を表明しており、この間にYは仲裁廷の人数に対する異議の申立てをしていない。したがって、仲裁判断が示された後にYが仲裁廷の人数を問題として、仲裁判断の承認・執行を拒否する事由とすることには十分な理由がなく、中級法院としてはこの主張を支持しない。

④ 仲裁判断の承認・執行が中国の公共政策に反するか否かについて

仲裁廷が審理したのはレストランのフランチャイズ経営契約に関する紛争であり、これは典型的な商事紛争である。当事者は紛争を仲裁により解決する約定をし、仲裁廷は紛争について管轄権を有する。当事者は仲裁判断を尊重し、履行しなければならない。仲裁判断の承認・執行は中国の基本的な法制度に反するものではなく、中国の根本的な社会利益に損害を加えることもなく、中国の公共政策に反する事由はない。したがってYの主張は成立しない。

上述の認定した意見に基づき、当法院はYの主張は成立せず、ニューヨーク条約第五条第一項の規定による承認・執行拒否事由は存在せず、かつ仲裁判断もニューヨーク条約第五条第一項の規定による承認・執行拒否事由は存在しないので、大韓国際商事仲裁院の二〇一七年四月一三日の仲裁判断の効力を承認し、最高人民法院の

ニューヨーク条約執行通知第四条の規定により、その承認・執行を認容する。

この判決は、外交仲裁判断の承認・執行を認容したものであるので、中級人民法院は上級人民法院に上申する必要はなく確定した。

四 中国法院の外国仲裁に対する司法審査の問題

上述の二つの事件から中国法院の外国仲裁判断に対する司法審査の問題について検討する。

事例一「北京朝来新生体育休闲有限公司 v. 北京所望之信投資諮詢有限公司事件」は、涉外仲裁判断に関する関連法適用の典型事案として『二〇一四年北京市高級人民法院公報』及び『中国仲裁』において二〇一四年の影響力の大きい一〇大仲裁事案として取り上げられた。典型事案及び一〇大仲裁事案として取り上げられたということは、今後、同様の事案がある場合には、同様の判断をすることを推奨するということである。上述の事案が外国仲裁判断の承認・執行に関する模範的法解釈及び適用基準として採用されているのであろうか。そうであるとすれば、これは中国法院の法解釈及び適用基準が不適當であると言えるのではないか。もっともこの事件は、二〇一五年七月の最高人民法院の「一带一路司法服務意見」前のものであるから、判断基準に変化があることが考えられる。

その変化を示すものが事例二である。事例二「利奇食品株式会社 v. 元春秋公司事件」において、法院がニューヨーク条約のほかに二〇一八年以来の仲裁司法審査に関する新たな解釈を示したものと考える。

上述の事例で問題となった主な論点は、大きく分類して（一）仲裁合意の準拠法、（二）公の秩序（中国は、public policyを「公共政策」と翻訳している。前述の法院の判示においても「公共政策」と表現されている。「公共政策」と「公の秩序」の概念が同じであるか否かが問題となることがあり、前述の法院の判示の日本語訳は「公共政策」としておいた。この点については後述する。）の問題である。これは、何も外国仲裁判断に対する司法審査において普遍的に見られる問題である。以下、この問題について検討する。

1 仲裁合意の準拠法

上述した事例においては、いずれも仲裁合意の準拠法が、外国仲裁判断の承認・執行の適否を検討する上で問題となっている。中国法院が仲裁合意の準拠法を認定し、この準拠法の適用を審査する際に、（一）中国仲裁法に基づく渉外的要素の有無、（二）当事者の自由意思を尊重するか否か、（三）仲裁地法の適用の適否ということが問題となっている。

以下、（一）、（二）及び（三）に関する中国における実務の動向を検討する。

（一） 渉外的要素の概念

事例一においては、仲裁合意が無効であるとする理由として、渉外的要素が存在しないということが指摘された（この場合の準拠法の選択問題については後述する）。仲裁合意の渉外性の有無の判断基準については、ニューヨーク条約に具体的な規定はない。そこで、最終的には、加盟国の国内法に従うことになる。

中国においては、「仲裁合意の涉外性の有無の認定は、(一) 仲裁判断の執行地(法院所在地) 国の法律を当然に適用すべきであるという説と、(二) いずれかの国の法を指定して仲裁合意に涉外性があるか否かを判断すべきであるという説がある。涉外仲裁合意の効力の認定は、国際私法における準拠法選択の問題であり、各国の立法は仲裁合意の有効要件の規定があるだけであり、涉外仲裁の国際性(涉外性) の認定基準も厳格なものから緩やかなものまでさまざまである。」⁽¹⁷⁾との議論がなされている。

北京市中級法院は、最高人民法院の民訴訟適用意見第三〇四条の涉外民事事案に関する判断基準を用いて、外資企業法第二条及び第八条により当事者はいずれも中国法人であって涉外的要素はないと認定した。

ニューヨーク条約は、仲裁合意の法律の適用については、明確に当事者の選択を遵守するべきであるとし、当事者が選択をしていない場合には仲裁判断が示された地の法律を適用するとしている。法院は、仲裁手続がはじまる前に仲裁合意の効力についての申立てを受理すれば、法院地法により涉外性について判断する。しかし、事例一において北京市中級法院は、直接的に中国法を適用し、涉外的要素の有無を問題とし、涉外的要素がないところ仲裁合意を無効と認定し、外国仲裁機関に仲裁付託する約定は無効であるとした。最高人民法院もこの裁定を支持している。事例一の中国法院の裁定には疑問がある。仲裁合意の効力について、仲裁地法を適用すべきであった。事例二については、当事者の一方が外国企業であったために、涉外的要素の有無は問題とはなっていない。

(1) 自由意思の尊重

仲裁合意において準拠法の選択の明示がない場合、当事者の黙示の意思を推定することはできないか。

事例一と類似する事件に次のようなものもある。中外合弁企業Xと外国企業の一〇〇%出資企業Yの貿易契約において、その契約の付属文書に契約の準拠法としてデンマーク法を適用すると、文面があり、契約にかかわる紛争は国際商業会議所に付託し、北京で仲裁を行うという約定があったところ、一方が仲裁合意の無効を主張して南通市中级人民法院に申し立て、同法院が仲裁合意の無効を認定し、最高人民法院もこれを支持した。¹⁸⁾

二〇〇六年に最高人民法院は、「中華人民共和国仲裁法を適用する若干の問題に関する解釈」（以下、「仲裁法適用解釈」という。）を發布し、仲裁合意を支援する政策的立場をとっている。仲裁法適用解釈第一六条は、「涉外仲裁合意の効力の審査については、当事者が約定した法律を適用する。当事者が適用法について約定をしていないが、仲裁地の約定がある場合には、仲裁地法を適用する。適用する法律の約定もなく、又仲裁地の約定がないか、仲裁地の約定が不明確な場合には、法院所在地の法律を適用する。」と規定している。

そうであれば、当事者の自由意思が尊重されるのではないかと考えるが、それでも事例一や上述の事例のように実務上の問題が生じている。仲裁法適用解釈第一六条などの規定があっても、これに涉外的要素があるか否かの判断が優先されるという事実がある。

(三) 仲裁合意の準拠法

事例一において法院は、ニューヨーク条約第五条第一項(a) 仲裁合意が無効であること、第五条第二項(b)の公の秩序の留保を援用して、仲裁判断の承認・執行を拒否した。契約には涉外的要素がなく、仲裁条項の準拠法の約定の有無にかかわらず、契約書中の仲裁条項も中国法によるべきであり、そうであると仲裁条項は中国仲裁法の規定

から無効であるというのが裁定理由である。最高人民法院は、仲裁条項に準拠法の約定がないことを承知しつつ、それでも敢えて「準拠法の約定の有無にかかわらず」とまで述べている。中国におけるフランチャイズ契約については、主契約の準拠法は中国法の「商業フランチャイズ経営管理条例」（二〇〇七年五月一日施行）によらなければならないということがあるが、主契約の準拠法を当然に仲裁合意の準拠法とすることには問題がある。中国においても既存の判決においては慎重な態度がとられており、二者の準拠法は個別に判断するとしている。例えば、番禺珠江鋼管有限公司と深圳泛邦国際貨物代理公司の仲裁事案においては、契約の準拠法と仲裁条項の準拠法を個別に判断している。⁽¹⁹⁾

仲裁条項の準拠法は、主契約とは独立して定めることができるというのが国際的に普遍的な考え方である。事例一の仲裁条項から推察すれば、仲裁合意の準拠法は韓国仲裁法とすべきであった。

事例一に対して事例二では、天津市中級法院によるニューヨーク条約の解釈及びその適用について注目すべき点がある。以下、この点について叙述する。

① 仲裁合意の効力の法適用について

天津市中級法院は、仲裁合意の効力確認の申立てについて、仲裁法適用解釈第一六条、「涉外民事関係法律適用法」（以下、「適用法」という。）第一八条、及び最高人民法院の「涉外民事関係法律適用法」の適用の若干の問題に関する中で準拠法確定の原則を適用した。この準拠法確定の原則は、（一）当事者の選択、（二）当事者の選択がない場合には、仲裁機関所在地法又は仲裁地法、というものである。前述したが、事例一においては仲裁機関の約定があってもこれよりも優先して涉外的要素の有無が判断されている。

事例二において、天津市中級法院は上述の規定を引用して仲裁合意の効力に適用する法律を明らかにし、韓国法を適用するとした。この天津市中級法院の裁定は適切である。

② 仲裁規則及び仲裁法との関係について

事例二において注目すべき問題に大韓商事仲裁院国際仲裁規則と韓国仲裁法の間で仲裁廷の構成に関する規定に矛盾がある。実務上、仲裁法と仲裁規則の間には相互に重要な補充をすることができ、当事者又は仲裁規則が紛争事項に関して規定が不明確であれば、国内仲裁法によりこれを補充することができる。反対に、仲裁法の仲裁手続事項が具体的な規定を定めていない場合には、仲裁規則の規定が仲裁法の強行法規や仲裁地の公の秩序に反しない限り、仲裁規則により具体的にされる。仲裁規則と韓国仲裁法の仲裁廷の人数に異なる規定があるにしても、大韓商事仲裁院が事件の状況に基づき本件を単独仲裁廷で審理することを決定したことは、国際仲裁規則の規定に適合しており、韓国仲裁法の規定に違反するとすべきではないとした天津市中級法院の裁定は適切である。⁽²⁰⁾

2 公の秩序（公共政策）

適用法第五条は、「外国法の適用が中華人民共和国の社会公共の利益を損なう場合には、中華人民共和国法を適用する。」と規定している。

この法にいう「社会公共の利益」が公の秩序（公共政策）ということになる（以下、中国語の「公共政策」を「公の秩序」と表現する）。一般的認識によれば、社会公共の利益とは一国の重大な利益、重大な社会利益、法律の基本原則及び基本的道德規則をいう。⁽²¹⁾『中国語大百科全書（法学）』は、「公共秩序保留」(公序の留保。reservation of public order)

という項目を設け、国内の裁判所が抵触規定により外国法の適用をする場合及び当該外国法を適用する場合において、国内の公の秩序に反するときには、これを拒否することができると説明している。⁽²²⁾そして、「公の秩序の留保」を適用する状況を以下の三つに分類している。

(一) 国内の抵触規定により外国法を適用する場合において、国内の道徳、社会、経済、文化若しくはイデオロギーの基本原則に抵触し、又は国内の公平、正義の観念若しくは根本的法律制度に抵触するとき。

(二) 一国の法律の一部規定が公の秩序の範疇に属し、当該国内の絶対的効力を有するもので、外国法の適用がこれに抵触する場合において、公の秩序の留保により国内法の絶対的効力を肯定し、維持・保護するとき。

(三) 国内の抵触規定により外国法を適用する場合において、国際法の強行規定、国が負うべき条約上の義務又は国際社会が一般的に承認する正義に反するとき。

事例一において北京市中級法院及び北京市高級法院は、仲裁判断がニューヨーク条約第五条第二項(b)の公の秩序にどのように違反しているかについて叙述していない。ただ、仲裁合意の方式が中国仲裁法の規定に反しているということが公の秩序に反するという論理であると考えられる。

公の秩序は、外国仲裁判断の承認・執行拒否の一事由であるが、その適用基準には争いがある。また、「公の秩序(社会公共の利益)は、人民法院が仲裁判断の執行拒否をする場合の逃げ道を与える⁽²³⁾」という指摘もある。人民法院が判断を審査する場合、判断が社会公共の利益に反しているか否かを決定するときに、判断自身から出発して、明確に国又は社会の重大な利益に反していない場合は判断を執行すべきであり、当事者の個別の利益又は地方利益を審査の基準にして、判断の執行を拒んではならないというのが原則である。しかし、中国の法律は「社会公共の利益」につい

て解釈をしておらず、さらに国内判断及び涉外仲裁の審査時の明確な指摘をしていない。このために公の秩序の抗弁が成立するか否かを考える審査基準と一致しているか否か、ここから地方法院が涉外仲裁判断の執行を審査するのに採用する基準との不一致が生じ、判断の執行が阻まれているという事実がある⁽²⁴⁾。

(一) 公の秩序違反を否定した事例

それでも二〇一五年以降の動向を見ると公の秩序を理由とする外国仲裁判断の承認・執行拒否はあまり見られなくなっている。以下は、承認・執行が認容された事例である⁽²⁵⁾。

① 申立人：科瑪集団有限公司（スイス法人。X）vs 被申立人：江蘇省紡織工業集団進出口公司（中国法人。Y）における「江蘇省南京市中级人民法院（二〇一六）蘇〇一協外認四号民事裁定书」

Yは、仲裁判断の根拠となった契約は中国法に違反し、不法なバーター貿易であり、中国の公の秩序に反すると主張したが、法院は、双方は契約で準拠法をシンガポール法とすることを約定しており、Yは十分な証拠をもって本件仲裁判断が中国の公の秩序に反することを証明できておらず、ゆえにシンガポール国際仲裁センターの仲裁判断を承認するとした。

② 申立人：鞏蘭國際有限公司（X）vs 被申立人：溜博銀花綿麻有限公司（Y）事件、及び申立人：ECON Agroindustrial Corp. Ltd.（シンガポール法人。X）vs 被申立人：深圳國泰華投資有限公司（中国法人。Y）事件の二つの事件において、法院はいずれも中国の会社が綿花の輸出入に関する国際貿易経営資格又は輸出入割当額を有しているか否かは、ニューヨーク条約第五条第二項（b）が規定する公の秩序に反しないと認定した。

③ 申立人…株式会社 J&DIB（韓国法人。X）△ 被申立人…田奎相、田浩（中国国籍の自然人。Y）の事件の「吉林省延辺朝鮮自治州中級人民法院（二〇一五）延中民三初字第八五八号民事裁定书」

Yは、自らが出資経営する会社がXから融資を受けることに対して担保を提供したが、この担保契約は無効であり、かつXとYが調印した担保契約には外貨管理局の国外担保の許可、登録手続がなく、このことは公の秩序に反すると主張した。これに対して、中級及び高級人民法院は、Yの対外的に担保を提供した行為は、中国の外貨管理政策の強行規定に反し、ニューヨーク条約第五条第二項（b）が規定に反し、仲裁判断を承認しない事由に該当するとした。しかし、最高人民法院は、Yの担保提供は中国法、行政法規の強行規定に反することはなく、中国の公の秩序に反するとすべきではないとした。

（二） 公の秩序違反を認定した事例

二〇一六年に公の秩序違反を理由として外国仲裁判断の承認・執行が認められなかった唯一の事件がある。これは、執行申立人…スイス魏克特株有限公司（スイス法人。以下、「X」という。）△ 被執行申立人…泰州浩普投资有限公司（中国法人。以下、「Y」という。）事件である。⁽²⁶⁾ 事件の概要は、以下のとおりである。

XとYは、一九九七年に合弁契約を締結した。この合弁契約において「契約から生じた紛争は仲裁に付託し、仲裁は国際商業会議所の調停及び仲裁規則により行う。一方が仲裁を申し立てた場合には、仲裁地はもう一方が選択するものとする。」という仲裁条項が設けられた。二〇一一年七月一四日に契約の履行を巡って紛争が生じ、Yは江蘇省泰州市中級人民法院（以下、「中級法院」という。）に訴えを提起した。中級法院は、合弁契約書に仲裁条項があること

から、管轄権の有無について審理し、仲裁法適用解釈第四条、第一六条、及び仲裁法第一八条の規定により、合弁契約書の仲裁条項は仲裁機関の約定が不明確であり、当事者双方による補充合意もなく、当事者が選択した仲裁規則によっても仲裁機関が確定できないことから、当該仲裁条項は無効であると判断し、訴えを受理した。その後、中級法院は江蘇省高級人民法院に上申し、当該高級人民法院も仲裁条項の無効を認め、さらに二〇一一年一月四日に最高人民法院に上申した。

一方、二〇一一年一月四日にYは、合弁契約書の仲裁条項に基づき、国際商業会議所仲裁裁判所に仲裁を申し立てた。Yが仲裁地を選択する権利を放棄する中、仲裁裁判所は、二〇一二年一月二日に国際商業会議所仲裁規則により、仲裁地を香港にする決定をした。

二〇一二年三月一日に最高人民法院は、高級人民法院の上申に対して、「仲裁合意に、一方が仲裁を申し立てた場合には、仲裁地はもう一方が選択するものとする。」という記載があるが、当事者は仲裁を申し立てていないところ、もう一方が仲裁地を選択する問題は存在せず、したがって仲裁合意には仲裁地に関する約定がなく、かつ仲裁法解釈第一六条の規定により、当事者が仲裁合意の効力についての準拠法及び仲裁地の約定をしていない状況下では、法院地法をもって仲裁合意の効力を審査すべきである。仲裁合意には仲裁機関の約定がなく、かつ国際商業会議所仲裁規則も仲裁機関も確定をしておらず、当事者の事後の補充合意もない。したがって、中国仲裁法第一六条、第一八条、及び仲裁法解釈第四条の規定により、仲裁合意は無効を裁定する。」と回答した（「国際商業会議所仲裁裁判所第一八二九五／CYK号仲裁判断事件に対する回答」（最高人民法院（二〇一六）最高法民他八号、原審案号…（二〇一五）蘇商外仲審字第〇〇〇二号））。

そこで、二〇一二年一月一日に中級法院は最高人民法院の回答書をもって、仲裁条項の無効を裁定した。

ところが一方で、香港に設置された仲裁廷は、二〇一四年七月一八日及び一月二七日にXの主張を認容し、Yに給付義務を負わせる仲裁判断を示した。Xは、この仲裁判断をもって二〇一四年二月九日に泰州市中級人民法院に仲裁判断の承認・執行を求める申立てをした。

二〇一六年六月二日に泰州市中級法院は、「本件仲裁判断は、仲裁人が仲裁条項の有効性を前提として行ったものであり、国内での当該仲裁判断の執行と人民法院の上述の発効している裁定が抵触し、国内の公の秩序に反し、人民法院は最高人民法院の「内地と香港特別行政区の相互に仲裁判断を執行することに關する取決」第七条第一項第三号の規定により仲裁判断の執行を拒否する。」とした。

この事件は、仲裁と訴訟が競合するものであった。先に法院に対する訴えがあり、裁定も法院のほうが先に示していることから、仲裁判断の承認・執行の申立ては、公の秩序に反するという裁定が示された。こうしてみると公の秩序に反するか否かの判断基準の一つとして司法主権の侵害があるか否かが問われている。以下、この点に着目して別の事件と併せて検討する。

(III) ニューヨーク条約第五条第二項の適用基準

以下で紹介する Castel Electronic Pty Ltd. v. TCL 空調器有限公司事件、及び前述したスイス魏克特株有限公司 v. 泰州浩普投資有限公司事件から司法主権という判断基準が見えてくる。

Castel Electronic Pty Ltd. (オーストラリア法人。以下、「X」という。) v. TCL 空調器有限公司 (中国法人。以下、「Y」

という。)事件について簡単に紹介する。⁽²⁷⁾

XとYは、エアコンの貿易契約を締結し、紛争が生じたときには仲裁により解決するとの約定をした。契約の履行に関して紛争が生じ、Xは、二〇〇八年七月二五日にオーストラリア国際商事仲裁センターに仲裁を申し立てた。仲裁は、オーストラリアで三名の仲裁人で構成する臨時仲裁廷において行われ、Yは、この審理の過程で反対請求をした。二〇一〇年一月二三日、仲裁廷はXの申立てを認容する仲裁判断を示した。

仲裁手続が進められている中、Yは広東省中山市中級人民法院に貿易契約中の仲裁条項の無効確認及び仲裁廷に管轄権がないことを確認する訴えを提起した。Yの主張は、当事者は仲裁合意の有効性を決める法律を約定せず、仲裁地と仲裁機関も明示的に約定しておらず、したがって、法廷地法である中国法により仲裁合意の効力を認定すべきであるというものであった。中山市中級人民法院は、仲裁法第一六条と第一八条の規定に適合しないというYの主張を認容し、最高人民法院の上申を経て、中山市中級人民法院は二〇一一年一月二〇日に仲裁合意を無効とする判決を下した。

一方、Xは、仲裁廷で示された仲裁判断の承認・執行を中山市中級人民法院に申し立てた。中級人民法院は、無効の仲裁合意により示された仲裁判断の承認・執行を拒否する裁定をし、広東省高級人民法院に上申した。高級人民法院は、中級人民法院の仲裁合意の無効認定だけでなく、さらに外国仲裁判断の承認・執行は、仲裁合意が有効であるという前提で示された仲裁判断に基づくものであり、これは中国の法院が下した決定と衝突するので中国の公の秩序に反し、中国の司法主権を侵害すると裁定した。そこで、高級人民法院はさらに最高人民法院に上申した。

しかし、最高人民法院は、ニューヨーク条約第五条第二項の「公の秩序に反する」の解釈は、中国法の基本原則、

国家主権、社会の安全及び公序良俗など社会公共の利益に明らかに反する状況があることをいうのであって、本事件において仲裁判断が示させたのは中国法院が仲裁合意の無効を裁定するよりも明らかに早く、従って結論が矛盾しているにしても中国の公の秩序に反するとは認められないと回答した。

上述の *Castrol* 事件では仲裁合意が無効と認定されても、これよりも早く外国仲裁判断が示されたので、外国仲裁判断の承認・執行を認容している。スイス魏克持株有限公司の事例では仲裁判断が示される前に仲裁合意の無効が法院によって裁定されていたので、これより後に示された仲裁判断の承認・執行を拒否する裁定が下された。

ただし、スイス魏克持株有限公司の事例において、法院は、司法主権の原則を尊重するという趣旨の判断を示している。ただ、司法主権の原則とは何かについて明確な概念は示されていない。

最高人民法院は、上述の事例でも見られるとおり、公の秩序の援用について比較的慎重である。仲裁判断が中国の法律の基本原則に違反し、国家主権を侵害し、国家及び社会の公共の安全に危害を及ぼし、善良な風俗に反するなど中国の根本的社会公共利益に害が及ぶ場合にのみ外国仲裁判断の承認・執行を拒否する姿勢を示している。そして、最高人民法院は、仲裁判断が司法主権を侵害しているがゆえに承認・執行しないという理論を濫用してはならないとも述べている。⁽²⁸⁾

五 まとめに代えて―今後の展望

1 「一帯一路」構想発表以降の変化

中国はニューヨーク条約に加盟しており、最高人民法院は全国各地の法院にニューヨーク条約を遵守するように指導している。そして、中国が「一带一路」構想を提唱しているところ、ニューヨーク条約が規定する司法審査基準に対する理解が深まってきている。⁽²⁹⁾

中国法を仲裁合意の効力の認定に適用することについては、事例一の事件発生時には、すでに二〇一三年の適用法解釈(一)が發布されており、これによるべきである。この第一条は「民事關係に以下の事由の一がある場合には、人民法院は涉外民事關係と認定することができる。……(五) 涉外民事關係を認定することのできるその他の事由」と規定している。また、民訴法解釈第五二二条は「以下の事由の一がある場合には、人民法院は涉外民事案件と認定することができる。……(五) 涉外民事案件を認定することのできるその他の事由」と規定している。涉外的要素の概念が「一带一路」構想の發布前に比べて多少広がってきているようにみえる。それでも、上記の(五)「涉外民事關係のその他の事情」とは何かについては何ら例示もなく、法院の裁量に委ねられる。実務上、裁判官の裁量の余地が大きくなる可能性を残し、司法の涉外性の認定基準を柔軟にする趣旨があるようである。それでもこれまでの事件において、法院が「涉外民事關係のその他の事情」をもって涉外的要素を認定したことはない。

中国の法院は、涉外的要素のない紛争を国外の仲裁機関に付託することに否定的態度をとっている場合が多い。これには政治・経済的事情もあると思われる。それは、現実には涉外という形式があるが実質的に涉外ではない事案(例えば、「逆投資」現象⁽³⁰⁾)があり、⁽³¹⁾ 外貨の国外流出を防ぎたいという事情である。それでも涉外的要素の概念が後述するようにさらに広がりつつある様相も呈し始めている。

中国は、国内市場の外資に対する開放を拡大しようとしている。そこで自由貿易区も二〇一八年一二月までに

一、二カ所が設置され、外資に対する出資比率制限が緩和され、その他の内国民待遇も徐々に供与され始め、設立手続も簡素化、迅速化されつつある。こうした中、最高人民法院は、二〇一七年一月九日に「自由貿易実験区建設のために司法保障を提供することに関する意見」を發布した。この意見において、(一) 渉外的要素の概念を拡大し、自由貿易区内に設立・登記された外商投資企業にも渉外的要素、すなわち外国の領域にかかわる要素があるということを認め、(二) 自由貿易区内に設立・登記された外商独資企業間の商事紛争について国外仲裁を認めるなどの措置を講じている。⁽³²⁾ 現在、香港国際仲裁センター (HKIAC)、国際商業会議所仲裁裁判所 (ICC)、及びシンガポール国際仲裁センター (SIAC) が上海自由貿易区に代表事務所を置いている。

2 今後の展望

中国共産党は、二〇一四年一〇月の第一八期第四回会議において「中共中央の全面的に法に従って国を治めることを指針とする若干の重大問題に関する決定」を採択した。この決定は、渉外法律業務部門を強化し、国際法治思想の重要な指針ともなるものである。⁽³³⁾ 中国は、グローバル・ガバナンスのあり方にも積極的にかかわり、国内法及び国際法の連携を強めたいとしている。

とりわけ国際商事紛争解決に対する関心が強い。二〇一九年七月四日には中国のする陸のシルクロード構想の起点となる甘肅省蘭州市において「『一带一路』商事法律（黄河）フォーラム」が甘肅省人民政府と中国国際貿易促進委員会の主催により開催され、国際商事紛争の予防と解決についてのパネルディスカッションが行われた。⁽³⁴⁾

中国が国際商事仲裁のセンターになりたいという意向は強いものがあるかも知れない。しかし、外国仲裁判断の承

認・執行に関してはなお改善の余地が多くある。前述したとおり、二〇一五年から二〇一七年の間に八一件の外国仲裁判断の承認・執行申立てがあり、最高人民法院が承認・執行拒否した件数は三件のみであったという。しかし、三五件（四三％）もの外国仲裁判断の承認・執行申立てが下級法院で拒否されていたという事実のほうを注視しなければならぬのではないか。最高人民法院で最終的に承認・執行が認容されればそれで良いというものではない。この間の時間、費用も無駄が外国企業にはあるということになる。

かかる問題が生じるのはなぜか。最大の問題は、本稿で取り上げた仲裁合意の有効性をいかに判断するかの基準が定まっていないことにある。判断基準として、（一）渉外的要素の有無、（二）当事者の自由意思、（三）準拠法の選択基準が問題となる。適用法第一八条は、（一）当事者の選択を優先し、（二）当事者が選択をしていない場合には、仲裁機関所在地の法律又は仲裁地の法律を適用するとしている。一方で適用法解釈（一）第一四条は、「当事者が涉外仲裁合意に適用する法律を選択しておらず、仲裁機関又は仲裁地の約定がなく、若しくは約定が不明確な場合には、人民法院は中華人民共和国の仲裁合意の効力を定める法律を適用することができる。」としている。この適用法解釈（一）第一四条が問題であるかも知れない。如何なる仲裁を「約定が不明確」と判断するのか。この概念自体が曖昧であり、この点についてなお事例の研究が必要になるだろう。一带一路司法服務意見などにより外国仲裁判断の承認・執行など国際ルールに近づいているように思われるが、なお今後の事例を引き続き注視する必要がある。

最後に実務面で外国企業に対して、中国企業との取引における仲裁条項の記載事項に関する提言をしておきたい。仲裁合意の記載事項としては、仲裁付託をしたときに疑義を生じないように準拠法についても間違いなく記載することが肝要である。このほかに仲裁合意の約定が不明確である場合には、中国法によりその効力が定められることにな

るので、仲裁法一六条二項に基づき、(一) 仲裁申立ての意思表示を明確にし、(二) 仲裁事項を定め、(三) 仲裁機関の選定をしておいた方が良い。

〔参考資料：仲裁司法監督関連条文〕（施行年順）

最高人民法院の「我が国が加入した、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国際条約」を執行することに關する通知」(一九八七年四月一〇日發布)

第四条

我が国の管轄権のある人民法院が一方の当事者の申立てを受理した後、承認・執行を申し立てた判断について審査をし、一九五八年のニューヨーク条約第五条第一項、第二項に掲げられた事由がない場合には、その効力を承認する裁定をしなければならず、かつ民事訴訟法(試行)の規定する手続により執行する。第五条第二項に掲げる事由の一がある場合、又は被執行人が提出した証拠により第五条第一校に掲げる事由の一がある場合には、申立てを棄却する裁定をし、承認・執行を拒否しなければならない。

仲裁法(一九九五年九月一日施行)

第五八条

一 当事者は、証拠を提出して判断に以下の事由の一があることを証明した場合には、仲裁委員会所在地の中級人民法院に判断取消の申立てをすることができる。

(1) 仲裁合意がないとき。

(2) 判断事項が仲裁合意の範囲に属さないか、又は仲裁委員会に仲裁権限がないとき。

(3) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が法定の手続に反するとき。

(4) 判断の根拠とした証拠が偽造されたとき。

(5) 一方の当事者が公正な判断に影響を与える証拠を隠蔽したとき。

(6) 仲裁人が事件を仲裁する際に賄賂を要求し、私欲を図り、法に反する判断をしたとき。

二 人民法院は合議廷を組織し、審査する判断に前項に規定する事由の二がある場合には、判断を取り消さなければならない。

三 人民法院は、判断が社会公共の利益に反すると認める場合には、判断を取り消さなければならない。

契約法（一九九九年一月一日施行）

第一二八条

一 当事者は和解や調停により契約紛争を解決することができる。

二 当事者に和解、調停に依拠する意思がなく又は和解、調停で成功できなかったときは、仲裁合意に従い仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。涉外契約の当事者は中国仲裁機関又はその他の仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。当事者は仲裁合意を締結せず、又は仲裁合意が無効であるとき、人民法院に訴訟を提起することができる。当事者は法律上の効力を生じた判決、仲裁判決、調停書を履行しなければならない。

涉外民事関係法律適用法（適用法）（二〇一二年四月一日施行）

第五条

外国法の適用が中華人民共和国の社会公共の利益を損なう場合には、中華人民共和国法を適用する。

第一八条

当事者は、仲裁合意に適用する法律を選択することができる。当事者が選択をしていない場合には、仲裁機関所在地の法律又は仲裁地の法律を適用する。

民事訴訟法（二〇一三年一月一日改正施行）

第二七一条

涉外経済貿易、運輸及び海事において生じた紛争は、当事者が契約に仲裁条項を規定するか又は事後に書面による仲裁合意を

中国の外国仲裁に対する司法審査の新動向（梶田）

締結することで、中華人民共和国の涉外仲裁機関又はその他の仲裁機関若しくはその他の仲裁機関に申し立てた場合には、当事者は人民法院に提訴することはできない。

第二七四条

一 中華人民共和国の涉外仲裁機構が示した判断について、被申立人が証拠を提出して、仲裁判断に次に掲げる事由の二があることを証明した場合には、人民法院は、合議廷を組織して審査をし、不執行を裁定する。

一 当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意に達していないとき。

第二八三条

国外の仲裁機関の判断で中華人民共和国人民法院の承認・執行を必要とする場合には、当事者が直接に被執行申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならず、人民法院は中華人民共和国が締結又は加入している国際条約により、若しくは互惠の原則により処理しなければならない。

最高人民法院の「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用の若干の問題に関する解釈（一）（二〇一三年一月七日施行）

第一条

民事関係以下の事由の二がある場合には、人民法院は涉外民事関係と認定することができる。

（一）当事者の一方または双方が外国の公民、外国法人、又はその他組織、無国籍人であるとき。

（二）当事者の一方又は双方の常居所が中華人民共和国領域外にあるとき。

（三）目的物が中華人民共和国領域外にあるとき。

（四）民事関係の法律事実の発生、変更又は消滅が中華人民共和国領域外で生じたとき。

（五）涉外民事関係のその他の事情があると認定できるとき。

第一四条

当事者が涉外仲裁合意に適用する法律を選択しておらず、仲裁機関又は仲裁地の約定がなく、若しくは約定が不明確な場合には、人民法院は中華人民共和国の仲裁合意の効力を定める法律を適用することができる。

- (1) シ帯一路 構想について詳しくは、梶田幸雄・江原規由・露口洋介・江利紅「中国対外経済戦略のリアリティー」(麗澤大学出版会、二〇一七年)を参照。
- (2) 中国国際商事仲裁年度報告(二〇一七) 課題組「中国国際商事仲裁年度報告(二〇一七)」中国国際経済貿易仲裁委員会、二〇一八年七月。 <http://www.cictac.org/uploads/201810/5bd6d29b333e.pdf> (最終閲覧日:二〇一九年九月三日)
- (3) 林一飛「中国公司約定境外仲裁若干法律問題」北京仲裁、二〇一四年第八九輯、一〇六一―一三二頁
- (4) この問題が議論されはじめた頃の論文に例えば、陳安「中国涉外仲裁監督機制評析」中国社会科学(一九九五年第四期、一九一―三〇頁)、肖永平「内国、涉外仲裁監督機制之我見」対シ中国涉外仲裁監督機制評析、一文的商權」中国社会科学(一九九八年第二期、九四―九九頁)、陳安「中国涉外仲裁監督機制申論」中国社会科学(一九九五年第二期、九七―一〇五頁)、汪祖興「淺談仲裁的公正性—兼論中国仲裁的監督機制与國際慣例的接軌」仲裁与法律通訊(一九九八年第二期、一九―二四頁)、蔡鴻達「中国司法对仲裁的監督」『中国涉外仲裁年刊』(中国国際経済貿易仲裁委員会・中国海事仲裁委員会、一九九八年、三七―四一頁)、趙健『國際商事仲裁的司法審查』法律出版社、二〇〇〇年)などがある。
- (5) 梶田幸雄「中国における外国仲裁判断に対する司法監督」JCAジャーナル、第六六卷第八号、日本商事仲裁協会、二〇一五年七月、一一―一七頁
- (6) 本稿で叙述したより以前のデータなどについては、梶田幸雄「中国における外国仲裁判断に対する司法監督(三)」JCAジャーナル、第六二卷第九号、日本商事仲裁協会、二〇一五年九月号、一〇一―一五頁)を参照いただきたい。
- (7) 中国法院承認和執行外国仲裁裁決的最新实践 <http://www.sea-law.cn/html/2784154633.html> (最終閲覧日:二〇一九年七月二一日)
- (8) The Practice of Recognizing and Enforcing Foreign Arbitral Awards by Chinese Courts in 2015-2017 (<https://www.chinajusticeobserver.com/a/the-practice-of-recognizing-and-enforcing-foreign-arbitral-awards-by-chinese-courts-in-2015-2017>, 最終閲覧日:二〇一九年八月二五日)
- (9) 最高人民法院は地方人民法院が外国仲裁判断の承認・執行拒否をする場合に最高人民法院に事前報告(上申)をし、最高人民法院の同意がなければ承認・執行拒否裁定を認めないという制度をとっている。この報告制度は、最高人民法院の「人の外国仲裁に対する司法審査の新動向(梶田)

民法院の涉外仲裁および外国仲裁事項にかかわる問題の処理に関する通知」(一九九五年八月二八日、法発「一九九五」一八号)による。

- (10) 北京朝来新生体育休闲有限公司申請承認和執行外国仲裁裁決案、<http://bjgy.chinacourt.org/article/detail/2015/03/id/1560588.shtml> (最終閲覧日:二〇一七年三月一日)
- (11) 工商局は、企業登記を受理する政府機関である。
- (12) 外資企業法は、一〇〇%外国資本の出資企業を規律する法律であり、中外合資経営企業法、中外合作経営企業法とともに外資三法と言われていたが、第一三期全国人民代表大会第二回会議において二〇一九年三月一五日に外商投資法が制定され(二〇二〇年一月一日施行)、同法が外資に関する統一された基本法となる。
- (13) <http://enzhidinglaw.com/study/show-20.html> (最終閲覧日:二〇一九年八月二二日)
- (14) http://www.uncitral.org/docs/clout/CHN/CHN_181213_FT_1609.pdf (最終閲覧日:二〇一九年八月二二日)
- (15) 中国法院承認和執行外国仲裁裁決的最新実践 <https://new.qq.com/omn/20190508/20190508A0HC66.html> (最終閲覧日:二〇一九年七月二二日)
- (16) 米軍の高精度防衛ミサイル (THAAD) の韓国配備により中韓関係が悪化し、中韓ビジネスにも大きな影響が生じた。
- (17) 艾倫・雷德芬他『国際商事仲裁法律与实践』(林一飛、宋連斌訳) 北京大学出版社、二〇〇五年、一五頁
- (18) 二〇一二年江蘇航天万源風電設備製造有限公司と艾尔姆風能叶片制品(天津) 有限公司の仲裁合意の効力確認紛争(万顎湘編『涉外商事海事審判指導』第二五輯、人民法院出版社、二〇一三年版、一二六—一二三頁)
- (19) 宋連斌「涉外仲裁協議効力認定的裁判方法」政治与法律、二〇一〇年第一期、二頁
- (20) ほかに仲裁合意の準拠法が問題となり、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Center, SIAC) の仲裁判断が認容された事件に丸紅国際石油(シンガポール) 有限会社(シンガポール) 有限会社(シンガポール) 以下、「X」という。) 深圳石化工業集団股份有限公司(中国法人。以下、「Y」という。) 事件がある。一九九六年二月二五日にXとYは二万五〇〇〇トンの「液化ガス売買契約」を締結した。この契約二二条には、「英国法によりシンガポールで仲裁を行う。」という仲裁条項があった。契約の履行過程で紛争が生じ、XがSIACに仲裁を申し立て、Xの主張が認容される仲裁判断が示された。Yがこの仲裁判断を任意に履行しないので、Xは当該仲裁判断の承認・執行を深圳市中級人民法院に申し立てた事件で

ある。同法院は、シンガポール国際商事仲裁本案当事者は、契約において英国法によりシンガポールで仲裁を行うことを約定しているところ、SIACは英国法に基づき仲裁合意の効力を認定したもので、SIACが仲裁管轄権を有することについても法的根拠があるといえる」と裁定した。

- (21) 陳安「中国涉外仲裁監督機制評析」中国社会科学(一九九五年第四期) 九六頁
- (22) 中国大百科全書編輯部「中国大百科全書・法学(改訂版)」中国大百科全書出版社、二〇〇六年、一三三―一頁。この百科全書は、中国の著名な法学者、裁判官が中心となつて編纂されている。
- (23) Andrew Kui-Nung Cheung, Enforcement of Foreign Arbitral Awards in the People's Republic of China, The American Journal of Comparative Law, Vol.34, Spring 1986, No.2.
- (24) 中国の国際(涉外)商事仲裁における公序(社会公共の利益)に関する問題について、詳しくは、梶田幸雄「中国における外国仲裁判断の承認・執行拒否事由としての公序」(法学新報、第一二三巻第五・六号、平成二八年一月、一一七―一四五頁)を参照いただきたい。
- (25) 中国国際経済貿易仲裁委員会・中国海事仲裁委員会・中国国際商会仲裁研究所編「中国国際商事仲裁年度報告(二〇一六)特輯」仲裁与法律、法律出版社、二〇一八年九月、六七―六九頁
- (26) 上海国際経済貿易仲裁委員会商事仲裁研究中心「从中国法院的实践看《纽约公约》第五条第二款(b)項下公共政策的司法審查(下)」二〇一六年第一〇期
<http://www.lawyers.org.cn/info/b02726c4def423a77c6475118371b>(最終閲覧日:二〇一九年八月二七日)、及び、IBA SUBCOMMITTEE ON RECOGNITION AND ENFORCEMENT OF ARBITRAL AWARDS
Report of P. R. China on the Arbitrability Exception in the New York Convention By GaoXiaoli Presiding Judge of the Supreme People's Court of P. R. China April 1 st, 2016
https://www.ibanet.org/LPD/Dispute_Resolution_Section/Arbitration/Recognntn_Enfrement_Arbirtl_Awrd/publicpolicy15.aspx(最終閲覧日:二〇一九年八月二三日)
- (27) 高曉力(最高人民法院民四庭副庭長)「中国法院承認及執行外国仲裁裁決的積極實踐」
http://www.chinarulaw.com/CN/LawsuitArbitrate/003/201842155111_144191.htm(最終閲覧日:二〇一九年八月二八日)

中国の外国仲裁に対する司法審査の新動向(梶田)

- (28) 上海国際経済貿易仲裁委員会商事仲裁中心「从中国法院的实践看《纽约公约》第五条第二款(b)项下公共政策的司法審查(下)」二〇一六年第九期
<http://www.lawyers.org.cn/info/b02726cadede4413a7c64751e18371b> (最終閲覧日: 二〇一九年八月十三日)
- (29) Gudong Du=Meng Yu, 2018 CJO Report: Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards in China. (<https://www.chinajusticeobserver.com/a/2018-cjo-report-recognition-and-enforcement-of-foreign-arbitral-awards-in-china>). 最終閲覧日: 二〇一九年八月二十五日)
- (30) 逆投資現象とは、例えば、(一) 中国企業(X)が外国に投資して当該外国の会社法に基づいて設立した中国資本の外国法人(Y)との間で輸出入契約を締結したり、(二) Yが中国に投資して外資企業(Z)を設立し、YとZとの間で輸出入契約を締結したりするものである。このような方式は、しばしば、資産隠しや税逃れに使用されるので、中国政府としては国内問題として処理したいところである。
- (31) 王小嬌「対涉外民事関係涉外性認定の再思考」新疆大学学报(哲学社会科学版)二〇一四年第四期。また、張建「論無涉外因素的糾紛約定境外仲裁的仲裁條款効力問題:規則・実証・学理」仲裁与法律、中国国際経済貿易仲裁委員会、第一三二輯、一一八一—一二九頁
- (32) 詳しくは、梶田幸雄「中国事業における国外仲裁の可能性」中国国際商事仲裁における涉外的要素の概念との関連で(上)』JCAジャーナル、日本商事仲裁協会、第六六巻第八号、二〇一九年八月号、一九—二四頁
- (33) 黄進「習近平全球治理与国際法治思想研究」中国法学、二〇一七年第五期、一八頁
- (34) このフォーラムには筆者も出席し、Mr. Yu Benjun Senior Partner, Shanghai Landing Law Firm、Mr. Tao Kerui Senior Partner of the Control Risks、Mr. CARLOS ALFONSO TINIO OCAMPO Senior Partner, Philippine Ocampo & Manalo Law Firm、Mr. Li Zhigang Director, Law Education and Training Management Center, Lanzhou University Law School によるパネルディスカッションが行われた。

(本学法学部教授)